

杉孫七郎と泉涌寺

—— 宮中との関りを通して ——

齊 藤 紅 葉*

はじめに

本稿の主題である杉孫七郎は、天保6年（1835）に長州藩士の家に生まれた。幕末の文久元年（1861）、幕府遣欧使節に随行して、長州藩内でも早期に渡欧した。その後、藩主側近の直目付となり、王政復古・新政府樹立を主導した長州藩政に関与した。明治に入ってしばらくは中央に赴かず藩内に残り、明治3年（1870）には山口藩権大参事を務めた。政府に出仕してからは、明治3年（1870）10月に宮内大丞に就任して以後、約10か月の秋田県令時代を挟んで、1874年に宮内少輔、1877年に宮内大輔（宮内省次官クラス）、1884年から内蔵頭（皇室財務担当長）などを務めた。1890年に内蔵頭辞職後は、兼任していた皇太后宮大夫（皇太后宮職長、皇太后は孝明天皇正妻、後英照皇太后）、東宮御用掛（東宮は大正天皇）等を通して、1920（大正9）年に亡くなるまで宮中に関わった。

この杉の経歴からもわかるように、杉の特徴は、明治以降、約半世紀という長期に亘って宮中に関与し続けたことにある。幕末に藩主側近で、明治以後も家政協議人として毛利家に関わり続けていたように、旧諸侯・公家ら華族の世界になじみやすかったことが一つの理由ではあるのであろう。それ以上に、幕末、慶応年間に長州藩主導者となった木戸孝允、同長州藩出身の井上馨、伊藤博文等と公私ともに懇意であった¹⁾ことが、宮中関係での杉の動向に大きく影響していると考えられる。

このような杉の髪塚が、京都の泉涌寺塔頭の敷地に存在し、髪塚脇の歌碑も含めて一区画を占めている（墓地は東京）。実はこの髪塚と歌碑の形式は、杉自筆とされるメモ書きに類似する²⁾。そのため杉の髪塚が、近世天皇廟等、皇室と密接な関わりを有する泉涌寺にあることは、杉自身の意思が反映されたものと考えられる。杉と泉涌寺の関係は、塚にとどまらず、泉涌寺

* さいとう もみじ 国士舘大学

本山・塔頭等が複数の書軸を所蔵し、その一部が杉本人から寄贈されている³⁾ことから窺える。

そこで、本稿では、宮内省と関わり続けた杉と泉涌寺が、杉が同寺に墓をと考えたほどつながりが深いことを前提に、両者の関係を検討する。

先に記したように杉は、明治以後の宮中において重要な役割を果たしたと考えられるが、幕末の洋行に関する研究⁴⁾がわずかにある他、まとまった研究はなされていない⁵⁾。明治以後の杉について、長州閥を代表して宮内省の高官の一角を占める存在であるが、政治にほとんど関与しない能吏との見解や⁶⁾、内蔵頭時代の杉は省外の伊藤の指導力に依存していたとの指摘もあり⁷⁾、中央政治における立ち位置や役割が明らかにされているとはいえない。これは杉が藩主側近・宮中関係を担い、木戸や伊藤らに比して政治の表舞台における活躍が目につきにくいためと考えられる。しかし、幕末以来の木戸らとの密接な関係と、天皇を擁する近代国家における宮中の役割を考えると、杉の動向と役割を捉えることは重要であろう。

本稿に関わる問題として、明治以降の皇室と寺院の関係については、明治初年の神仏分離による寺院や仏教の困窮、国家神道をめぐる研究がなされてきた⁸⁾。一方で、まさに泉涌寺と皇室の関りを通して、1877年以降、皇室の私的な領域における仏教信仰が宮内省の制度の中で許容されていくことも明らかにされてきた⁹⁾。

また、宮内省、皇室財産の研究を通して、伊藤ら中央政府首脳部が、1885年の皇室財産法の制定後、宮中と府中（政府）の分離を図ることを意図していたことが明らかにされてきている¹⁰⁾。

しかし、これらの研究からは、実際に宮中における寺社への対応や宮中と政治のバランスを誰がどのようにとったのかは明らかではない。そこで、本稿では、宮中の実際の運営において重要であったと考えられる杉と、泉涌寺の関係を検討することで、明治政府における宮内省・皇室と寺社、および宮中・政府の関係を杉の視点から明らかにしたい。そのことは、維新の急変の中で変革を余儀なくされた宮中・寺社が近代に対応した過程を捉え直し、明治維新の本質の一端を明らかにすることにつながると考えられる。

なお、年代表記については、明治5年（1872）までは和暦（西暦）とし、それ以後は西暦とした。史料引用に際しては、旧字を新字に、カナを平仮名に改め、適宜句読点および（ ）で筆者による補注と訳を加えた。長州藩の表記については、明治2年（1869）の版籍奉還後から明治4年（1871）の廃藩置県までは山口藩であり、それ以前は「藩」の正式名称はないが、すべて長門・周防を合わせて長州藩と統一した。

1. 宮内大輔杉孫七郎と泉涌寺

(1) 杉と宮中の関係の始まり

杉が明治政府に出仕したのは、幕末、長州藩政に関与していたことが極めて大きい。とりわけ重要であったのは、慶応年間、木戸孝允が長州藩政を主導するに当たり、藩主側近として杉を重用したことであった。木戸は、長州藩における奇兵隊等の諸隊を含めた兵、および末家の統制を重視し、そのためにも藩政における対立の調停役としての藩主を確立することを希求し、藩主側近の人事にも介入していた¹¹⁾。木戸と杉の関係は、木戸が晩年には杉が属する宮内省に身を置いて新国家の確立を図るなど、木戸が1877年に死去するまで公私にわたって続いた。このことは、杉が木戸の求めた役割を理解し、大卒において同様の方針で藩政・国政に関与していたことを示している。杉にとって、幕末期の最終調停者としての藩主の在り方は、明治以降の国家における頂としての天皇の在り方に結びつくものがあった¹²⁾と考えられよう。

このような杉は、明治新政府樹立後もしばらくは、長州藩および新政府の主導者であった木戸の意向を汲み、主に山口を拠点に長州藩内の改革を担当した。木戸が主導した廃藩による中央集権化を支持し、その促進のために長州藩末家等に至るまで周旋を行っていた。

その後、杉は、明治3年（1870）10月に宮内省に出仕（宮内大丞）した。明治5年（1872）7月から秋田県令を務めたが、1873（明治6）年5月には再び宮内大丞に戻った。1874年3月に薩摩藩出身の吉井友実が宮内少輔を辞すと、同年6月に木戸孝允の推挙により宮内少輔に昇進した¹³⁾。当時、公家出身の宮内卿徳大寺実則、宮内大輔万里小路博房が宮内少輔の上位にいたが、武家出身としては宮内省の最上位への就任であった。

木戸死後の1877年12月、宮内大輔となり、長州藩出身の代表で政府中枢の一人であった伊藤博文を支持した。1878年5月、大久保利通の死後を受けて伊藤が内務卿に就任すると、政府中枢での強力な長州系のルートと捉え、京都府知事榎村正直（長州藩出身）らにも伊藤への一層の支持を呼びかけた¹⁴⁾。

1874年、杉は自身が出仕していた宮内省について、「如此閑静にして毀誉風波の不来場所は外には有之間敷候」（このように閑静で、毀誉の風波が来ない場所は他にはない）と、木戸に書き送った¹⁵⁾。これは、木戸が台湾出兵に反対して参議を辞職するに当たり、代わりに宮内省御用掛に就任して政府に留まるよう説得した際の書状である。そのため、中央での政治に関与することを前提として、木戸に宮内省の良さをアピールしようとしている点を考慮する必要がある。それでも、ここからは宮内省が他の役職ほど世間の視線に晒されない場所であり、褒貶毀誉に左右されずに政治に関与できる場と杉が捉えていることがわかる。

(2) 杉と寺社保存

宮内少輔・大輔時代の杉と寺院のつながりとして注目できるのは、1876年の寺社通減禄をめぐる、寺社保存政策である。この時、杉は京都へ赴いて実地検分を行い、右大臣岩倉具視、京都府権知事榎村正直らと連携し、宮内省を代表してその決定に大きく関与した。結果、京都府内23か寺などが寺門永続のため御手許金を賜るという寺社救済策が行われた¹⁶⁾。この時、泉涌寺も救済の対象寺院の一つで、「尊牌・尊像奉護料」として、年に金1200円を下賜された¹⁷⁾。下賜理由からは、皇室関係の位牌・像を有するという泉涌寺の特質が浮かび上る。実地検分に京都へ来た杉は泉涌寺へも足を運んでいるが¹⁸⁾、両者の明確なつながりまでは追うことができない。

これ以降、杉は、1877年から始まった京都御苑整備や、1878年の比叡山延暦寺の保存費下賜計画を率先する等、京都の寺社を始めとする歴史・文化の保存に尽力した。この過程では1883年、衰退する京都の保存を建言した岩倉との連携も多くみられる¹⁹⁾。

杉は1876年に先に記した寺社保存関係で京都へ赴いた際、奈良の正倉院勅封開闢にも立ち会った²⁰⁾。主に1877年前後、勸業のための宝物や古器物から「美術」・保存の対象へと認識が変化したことも背景に²¹⁾、杉が歴史・文化的存在の保存を重視した表れである。同時期、木戸や岩倉が、岩倉使節団で欧米外遊中に欧米の国々が旧跡や歴史を大切にしているのを目の当たりにし、近代国家における「歴史」の意義と、歴史ある国家を海外へアピールすることの必要性を意識していた²²⁾。幕末に欧州を見聞した杉も同様であった可能性が高い。1884年に博物館局長を兼任したこともそれを示している。杉は1878年以降、京都を離れ困窮していた公家達の所有地・所有物を皇室・政府へ譲渡すること等に関与した²³⁾。歴史・文化への理解が、近世までの朝廷秩序の担い手であった公家と、それに改革を加える政府との仲介を可能にしたからであろう。

もっとも、杉はこの後も頻繁に正倉院へ足を運び、1892年から1904年まで正倉院御物整理掛長を務めた²⁴⁾。皇室と関わりがある歴史・文化の保存に力点を置く姿勢が窺える。

このように杉は当初、政府内で力を持っていた木戸や伊藤ら長州藩人脈に連なることにより宮内省内で台頭してきた。そして政治中枢との強力なパイプを背景に、次第に、歴史・文化を介在に、旧朝廷に武家が新たに加わり、改革を繰り返した明治以降の宮中において立場を高めていった。1883年に死去した岩倉の葬儀掛長を務めて以後、三条実美、有栖川宮熾仁^{たるひと}、毛利元徳、英照皇太后、伊藤と、旧公家・宮・武家を問わず国葬の葬儀掛長を歴任したことがそのことを象徴している。

(3) 泉涌寺復興

泉涌寺は、1876年の下賜金を受けてもなお巨額の負債を抱えた状態が続き、京都府は1877

年頃から住職の罷免や塔頭の整理等、改革に乗り出した²⁵⁾。後に泉涌寺は、「泉涌寺改正之事及び御再興に付、度々歎願仕候。其都度々々全く閣下之御尽力を蒙」（泉涌寺改正〔1877年の改革²⁶⁾〕の事、および御再興について、度々歎願してきました。その都度ごとに、実に閣下〔杉〕の御尽力を蒙）ったと記している²⁷⁾。杉による改革への具体的援助は詳細にはならないが、一連の寺社保存の動きの中で、泉涌寺救済には関与していたということであろう。

1877年、1878年には明治天皇が泉涌寺後方の孝明天皇陵（後月輪東山陵）等を参拝し、参議大隈重信や井上馨らが霊明殿（天皇等位牌殿）等へ代拝、1880年には御道具修繕料として500円が下賜された²⁸⁾。杉は両行幸に供奉し、京都滞在中に比叡山延暦寺などの寺社保存にも奔走した。

杉と泉涌寺の関りが明確にわかるのは、杉が宮内大輔であった1882年10月14日、泉涌寺の霊明殿等が焼失した後のことである。この火災では、霊明殿に安置されていた天皇等の位牌は無事であったが、泉涌寺長老の佐伯旭雅（泉涌寺の長）らが東京へ出向き、霊明殿等の再建を宮内省や官家・有力華族等に働きかけることになった。

まず、泉涌寺の執事（泉涌寺幹部クラス）で東京に出張していた積玄猷が、焼失後すぐに再建に向けて東京で周旋を開始した。泉涌寺の日記によると、積は10月16日、まず社寺局長桜井能監、次いで宮内少輔香川敬三の元を訪れ、再建を依頼した。積は、「今回の炎上を再興」すべきか、「国用多端の際に」つき、これを機に「泉涌寺廃滅せしむ」べきかと問いかけた。これに対し、香川は、「宮内省の儀」は計りがたいが、「皇国人民の精神」であるので、まず「再興」すべきものだろうと返答した。ただし、「呉々も省中（宮内省内）の義は」知らず、「単に拙者（香川）一己の精神を」積の尋ねに応じて「吐露するのみ」とした。

その後、積は病臥中の杉を訪ね、同様に再建を依頼した。ところが杉は、「沈黙の性なれば甚六ヶ敷とのみにて判然たる返事なし」（沈黙の性質で、甚だ難しいと言うのみで、判然とした返事なし）で、積個人の感覚で香川と同じく再建に同意であろうと受け止めるしかなかった。その後、会計課長、内匠課長等を回り、香川少輔から話がすでに回っていることも確認した²⁹⁾。

京都では、村田尋玄（前泉涌寺長老）や村田寂順（妙法院門跡、泉涌寺執事）らが、京都府知事や山階宮、宮内省支庁、旧女官等へ謝罪や再興の依頼をして回った。東京の積は、さらに太政大臣三条実美、右大臣岩倉、内務省社寺局等、関係有力者に懇願した³⁰⁾。

長老佐伯は10月20日、東京へ到着し、宮内関係者を中心に再興を依頼した。22日、香川に面会した際、「拙者（香川）は初発より再建之決心、尚又杉大輔へ」よくよく願うとのことで、杉を訪ねたが面会できなかった。25日も面会できず、その後、「山岡氏（山岡鉄舟、宮内省御用掛）へ面会、歎願書相托し、杉大輔殿へ御周旋願入」れた³¹⁾。山岡は同年6月まで宮内少輔を務め、杉や宮内省内の実態を把握していたための人選と考えられる。ただし、すでに少輔を辞した山岡に周旋を依頼したのに対し、面会すらままならない杉は泉涌寺にとって容易には

動かせない宮内省の高官と映っていたのであろう。もっとも杉が再建に反対していたことを示す史料はない。先に記した通り「御再興に付」いて杉が尽力したと記されているように、再建には賛成していたと考えられよう。

同年 11 月に再建が決定し、泉涌寺は関係者へ礼品を届けた。その際、岩倉ら大臣や宮内卿徳大寺以上に、杉・香川・桜井の三者へ「格別」を尽くした最上の礼品を届けた³²⁾。釈が当初から「公（杉）の一声の下に可決を請ふ」（杉の一声によって再建を決定してくれることを請う）³³⁾と望みをかけていたように、宮内省内における杉の実権は大きなものとみなされていたのである。

もっとも、この再建は宮内省以外に内務省等の見解も考慮された結果であった。杉の再建に向けた具体的な動向は明らかではないが、内務卿であった山田顕義（長州藩出身）と杉が、1878 年前後には京都御苑整備等において協議を重ねていた（当時山田は司法大輔）ことを考え合わせると、省を跨いだ人脈と中央政府との密接なつながりが杉の立場を強めていたと推定できる。同時に、再建を言明しない杉の慎重な態度は、複雑な政治の実態をよく知り、その上で宮内省の判断に傷がつくことを避けようとしていたものと読み取れる。

このような再建を巡る接触は、杉と泉涌寺のその後の関係構築に影響したといえる。

2. 内蔵頭・皇太后宮大夫時代の杉孫七郎と中央政府

ここでは、その後の杉と泉涌寺との関係の前提として、内蔵頭・皇太后宮大夫時代の宮内省内での杉の動向を追っておきたい。

(1) 内蔵頭への転任と立憲体制の創始

1884 年 3 月、伊藤博文が、内閣制度の創設と共に宮中改革を行うことを目的に宮内卿に就任した³⁴⁾。その後、4 月に杉は宮内大輔から内蔵頭兼皇太后宮大夫に転任した。内蔵頭は、帝室一般の財務を管轄し、貴重物品等を保管するために新設された内蔵寮の長であり³⁵⁾、兼任の皇太后宮大夫は皇太后宮職の長で、宮中奥向きに影響力を持ち得る職であった。杉の後任として宮内大輔には吉井友実が就いた。

杉の転任は、宮内省内での薩長出身者のバランスを考慮した可能性がある。また内閣制度発足後、宮内大臣が内閣の構成員から外れ、政府から分離した皇室財産の制定が行われることを考えると、伊藤が従来つながりのあった杉をその要に欲したこともあろう。しかし、内閣制度が成立し伊藤が宮内省の職を離れた後も、吉井が宮内次官のまま、杉は宮内次官や卿に就任しなかった。次に記すように、吉井の宮内大輔就任と杉の転任は、伊藤が立憲国家樹立の全体を見渡した上で判断したと考えられる。

吉井は、明治4年（1871）から1874年まで宮内少輔を務め、辞職後に杉が宮内少輔に就くまで宮内省内で武家の最上位であった人物である。少輔辞職後は、元老院議官、侍補、工部大輔等となり、内閣制度成立後は1891年まで宮内次官を務めた。侍補時代には、侍補の佐々木高行らと共に天皇親政運動を展開し、伊藤や杉とは対立する関係にあった³⁶⁾。

そのような吉井を伊藤が宮内大輔に引き入れた理由は、帝国議会開会前の1889年頃から活発に行われていた神祇官復興を巡る動向とも関係があるろう。神祇官復興は、宮中顧問官佐々木高行や吉井（共に枢密顧問官兼任）、一部の元老院議官らが、今後の立憲政治の「機軸」として神祇官を定め、宮中と神社の祭祀を結合させ、官国幣社営繕費等を復旧することにより、現政府の神社政策を否定しようとしたものであった。推進者は、1890年11月議会開会という憲法実施の宣誓の場で神祇官を活用することを目指していた³⁷⁾。

これに対し、1890年10月、伊藤は神祇官復興について表面上は、そのような重大事に局外の自分が口を挟む道理はなく、ましてや「祖宗御尊崇」のことに異議を主唱することは「臣子の分」ではないとした³⁸⁾。ただし、伊藤はそれ以前から杉に「皇室之御為、此際は異常之注意」を払わなければ、「将来」の「変遷」が図りがたく、「漫然」と「経過」してしまうと後悔に陥り、身動きが取れなくなるとは「千載遺憾」と宮内省内の状況への懸念を伝え、杉も「御同感」と応じていた³⁹⁾。政府主導者の伊藤と同様に、杉も神祇官復興に反対であったことがわかる。

一方、吉井は神祇官復興が進展しないこと等、省内の状態を受けて、同年9月頃から宮内次官の辞意を宮内大臣土方久元（神祇官復興に反対）に漏らした。土方は吉井が辞職すれば、後任に杉を希望すると伊藤に伝えた。これに対し伊藤は、「国会一期相済候迄は為皇室辛抱相成度」（国会が一期終了するまでは、皇室のために辛抱してほしい）との意を示し、杉も伊藤と打ち合わせの上で吉井の抑留を良策とみなした⁴⁰⁾。伊藤は吉井が宮内省の要職にあることを、議会開会という立憲国家の始発との関係において望んでいたのである。それは、天皇親政運動や神祇官復興などで伊藤と対立していた吉井の抱き込みという宮内省レベルの問題のみではなかった。議会開会後に想定される、政府と民党が主力となる議会の対立という課題に対し、薩長提携を通して政府の安定を示すと同時に、他所からの宮内省への強烈な批判や切り崩しを回避することが目的であったといえる。

この時、杉が吉井辞職後の次官就任を望まず、伊藤と連携していたことからわかる通り、杉も伊藤と同様に、宮内省人事が、立憲国家への試金石であった第1議会開会の円滑な滑り出しという政治の一端を担っていたことを十分に意識していたのである。

(2) 内蔵頭と中央政府

内蔵頭としての杉は、1886年の皇室財産の制定以降、1888年の帝室会計法の制定、1891年

の皇室会計法への改正等に関与した⁴¹⁾。また、1887年3月、海防費として「宮禁の儲余30万円」を出すとの勅が出た際には、海防費献金の方針決定や、他所からの献納関係等も取り纏め、対外関係をにらんで海防強化を支持した⁴²⁾。

もっとも、杉は財政に直接関わらない問題でも、従来の伊藤ら長州藩人脈を軸に活動していた。例えば、1891年5月、来日中のロシア皇太子ニコライが襲撃された天津事件があげられる。天津事件では、ロシアへの対応ならびに襲撃者の津田三蔵の処分を巡って、政府内部での方針決定が必要となった。その際、伊藤は、内閣員ではなく東京を離れていた井上馨が協議に参加することを望んだようで、杉から井上へ伝言を依頼した。井上は、自身は無官であるため、伊藤と黒田清隆（薩摩藩出身、前総理大臣）の連名にて、松方正義（薩摩藩出身、総理大臣）および山田顕義司法大臣へ井上と協議するようにと電報を打ってほしいと注文を付け、杉が対応した⁴³⁾。

その後、津田の処分として、政府がロシアとの外交関係を意識して死刑を要求したが、大審院は法に基づき死刑に反対して対立した。井上は杉に、この問題の間において、「陛下」は「確乎として」、国家のためには「法律も多少違背」しても止むを得ない次第であるので、その辺りの事情は杉から土方宮内大臣へ通して置いてくれるよう依頼した⁴⁴⁾。つまり、欧米列強の一国であるロシアの脅威を前に、政府は日露関係を重視して法に背いても死刑が必要と方針を定めたことを、宮内省、最終的には明治天皇が支持することにつながるよう、杉を通して内々に働きかけたのである。

ここまで詳細に触れては来なかったが、井上は杉と同年生まれで、幕末以来、杉にとっては伊藤以上に親しい間柄であった⁴⁵⁾。両者は幕末の長州藩主毛利敬親の小姓経験を有し、文久3年（1863）の井上らの欧州密航には、文久2年（1862）に杉が欧州から帰った直後に長州藩政主導者の周布政之助、木戸孝允らと共に井上が杉に会っていた⁴⁶⁾ことも影響していよう。明治以後は両人が毛利家家政協議人に任命されており、公私にわたりつながりがあった。

先の大津事件をめぐる一連の動向からは、杉が内蔵頭として財政問題のみを担当していたわけではなく、伊藤や井上らとの強固な結びつきを背景に、宮内省における政治的な意思決定に影響力を及ぼせたことが明らかである。宮内大輔時代に築いてきた宮内省内での杉の立場はそのままに、むしろ財政問題にも関与できる力を加えていたといえる。

そしてこのような杉の立ち位置は、議会開会后、政府と議会の対立が深まる中でも続いていた。例えば、1891年12月、松方内閣が議会を解散し、1892年2月に第2回衆議院議員総選挙が行われることとなった時、大日本帝国憲法制定来、伊藤を支えていた井上毅（枢密顧問官）は、次のように伊藤に書き送った。

次の特別召集会において、政府は「必成」の計略がなければ、この後「再三解散」する「不祥」に陥るだろう。また逆に今度「勝を占め」れば「憲法万歳」だと存じ上げる。そのため、

このことを「黒田、山県（有朋、前総理大臣）、徳大寺（実則、侍従長兼内大臣）、杉」あたりに「機に臨み勸説」すれば何れも必ず「同意」するだろう⁴⁷⁾、と。

議会の適切な運営、つまり立憲体制の継続・確立の有無がかかる重要な解散総選挙において、杉は、伊藤、黒田、山県ら総理大臣クラスと並ぶ重要な鍵を握る人物とみなされていたのである。杉自身の議会とりわけ民党に対する考えは明らかではない。ただし、少なくとも伊藤つまり政府に与すると捉えられていたのであろう。そして、このような杉への視線は、天津事件の時と同様、立憲国家の頂となる天皇を擁する宮中における杉の実権に裏付けられていた。

こうして構築されてきた杉の宮中での力は、杉が兼任の皇太后宮大夫を皇太后崩御までの13年間勤め続けたことと合わせると、皇太后側近を中心に宮中奥向きの掌握との相乗であったと考えられる。

(3) 第2回衆議院議員総選挙

このように、1892年の第2回衆議院議員総選挙において、杉は全く無関係とはいかなかった。同選挙は、議会・政党政治を望ましく思わない山県閥（山県有朋系）に属していた品川弥二郎内務大臣（長州藩出身）が選挙干渉を行ったとされることでよく知られている。同選挙と杉の関りを見ていきたい。

1891年12月25日の議会解散前、杉は伊藤に書状を送った。長くなるが、その要旨は下記の通りである。

19日に総理大臣松方正義から、今度、止むを得ず議会解散となった場合、その「運動に要する」「機密金」およそ20万円ほどを用意して欲しいと話があった。しかし、「内閣機密費」では全てを賄えず、余儀なきにつき、残額を「御資部」（皇室財産の一部、内蔵頭主管）の内から繰替る手段をとるべきかとも考える。しかし、これは「経済会議に附して」「裁可」を仰がなければ「決て」出来ないことである。よって、「宮内大臣（土方久元）及山県伯へ内々」相談したところ、「随分難事」なので、「速に賢台（伊藤）」の「御勸考」により「方針」を定めるのが良いと申すだけであった。繰替えたとしても、「万一、世間へ漏洩」した時は、実に「皇室之不都合を惹起」する次第なので「注意之上も注意を加え」たい。

昨夜、品川に尋ねたところ、議会の様子は言語道断なので、「一同も速に解散之大号令を發」さなければ、この後どのような形成になるかわからず、兎に角資金のことだけは尽力してくれるよう依頼するとのことであった（品川は、資金が準備できなければ、「議員に蹂躪」され、「政府は土崩瓦解に及」ぶと煩念していた）。

これに対しても伊藤に相談してからでなければ決定しないと返答しておいた。「第一皇

室之御為、第二政府之為に、深く御建籌けんちゅう（策を立てること）」してほしい。いずれこの事は「宮内大臣一己の了簡にて取計」うことはできないので、「内々陛下へは委細之次第」を「言上、御聴許」を請うべき要件と考えている。資金を以て選挙「運動することは、先般各知事へ内訓、請合」ったとのことであるが、「万一も拙策に陥」る時は、「政府之威力は地に墜ち」るだろうと杞憂している。「松方、品川両氏も必死之場合に立ち、所謂、背水陣之景況」なので、「御洞察」の上、「十分御助力」を願う⁴⁸⁾。

この後、杉は品川に「経済会議諸君の意見に任す」と伊藤から返信があったこと、同時に経済会議にこの問題をかければ「到底纏り」が付かないだろうと伝えた⁴⁹⁾。

憲法制定を主導した伊藤は、君主が政治関与を抑制し、行政部が立法部の意志を尊重した形で形成されることを君主が承認するといった、君主機関説的な天皇像を目指していた⁵⁰⁾。伊藤は見通しの効かない選挙資金に宮内省が関係することで、伊藤が求めた皇室の公正さが失われることを懸念し、資金援助を積極的に支持はせず、かつ個人の責任に帰すことを避けたのであろう。

一方で杉は、選挙運動の累が皇室に及ぶ可能性を考慮して、皇室財産からの資金支出に慎重な意見を示しつつも、政府を支持、援助する方法を模索しようとした。政府と議会の対立が激化し、憲法運営の先行きが危惧されたこの選挙において、杉は宮内省を軸としながらも中央政府へも影響力を有していたが故に、政治と宮中の適切な距離をいかに維持するかという難題に直面することになった。

このとき杉が政府よりも先、第一に皇室のためを考慮することを伊藤に書き送っているように、杉にとっては皇室に政治活動の累が及び傷がつくことが、国家にとって問題であるとの認識があったことも確認できよう。

実際の資金繰りは明らかではないが、議会解散から選挙までの間に、「杉内蔵頭は」宮内省出入りの商人を呼んで御用を仰せつけると共に、「選挙一条」を「彼是」と聞いた、との風聞が流れた。これを受けて立憲改進黨の「連中」は「宮内省までが選挙に手を出すとの事なれば」一大演説会を開くと申し合わせたという⁵¹⁾。これは、実際には、東京府関係者が、東京府知事経験者である楠本正隆を推すために出てきた風聞の可能性が高いと、品川はみなした。しかし、いずれにせよ「宮内省官吏」というと「反対論者は直に皇室を担」ぎ出す⁵²⁾といった情勢の中で、このような風聞に名が挙がること自体、望ましくはなかったであろう。

(4) 内蔵頭辞職

1892年2月の第2回衆議院議員総選挙においては、民党の議席数は減少した。しかし、従来最終的に政党政治を理想とし、立憲体制の確立を目指していた伊藤が、品川の選挙干渉を非

難して枢密院議長辞職を願い出、品川が同年3月に内務大臣を辞職するなど、政府内部で伊藤と山県の関係は悪化した⁵³⁾。

同年4月、杉は内蔵頭を辞職した。直接の要因は定かではないものの、総選挙時の動向が関係していることは十分に考え得る。その一つの証ともいえるのが、書状の残存状態に寄るところもあるが、これ以後、伊藤と杉の往復書状が急減すると同時に、中央政府関係の話題がほとんど記されなくなることである。伊藤は、憲法制定前にオーストリアのシュタインに講義を受け、イギリスの立憲政体を調査して、君主権といえども制限されるべきであり、政府と議会の対立を收拾できなくなった際の最終調停者としての天皇像を理想とした⁵⁴⁾。杉が選挙に具体的に関与した証は見当たらない。しかし、先に記したように天皇を擁する宮中が選挙に関係している可能性が風聞として流れたこと自体、杉自身が危惧していた通り、皇室のみならず、国家体制そのものを揺るがしかねないと捉えることもできよう。

幕末以来、藩・国家の長の公正さを重視してきた杉が、内蔵頭辞職という表舞台から退却に追い込まれたことは、立憲国家成立に伴い宮中と府中（政府）の分離が潮流となった中で、その実現のバランスが極めて難しいことを示唆してもいる。

もっとも、杉は辞職後も皇室経済会議顧問となり、宮中の財政問題等に関与した。1911年1月、山県、松方、徳大寺実則、土方らと並んで、御紋附文台硯箱を賜った。これは、前年の皇室財産令制定を受けて、「皇室経済顧問として多年皇室経済のことに尽力」したことを労したものであった⁵⁵⁾。

杉は内蔵頭辞職後も皇太后宮大夫は辞さなかった。宮内大輔、内蔵頭時に比べて、中央政府への影響は後退したものの、そこで築いてきた宮中での影響力は、宮中奥向きで一定度、維持されたと考えられる。

3. 内蔵頭・皇太后宮大夫時代の杉と泉涌寺

(I) 年賦返済額と泉涌寺救済

泉涌寺は、明治初年の神仏分離以降、困窮した。しかし、1876年には尊牌・尊像奉護料が下賜され、後には陵墓への「献備」の3分の2は玉串料として泉涌寺へ入ることになるなど、皇室と泉涌寺の新しい関係が築かれていった。維新前とは異なるが、新しく皇室の香華院（菩提所）としての寺格を取り戻したという⁵⁶⁾。

さらに1884年7月、泉涌寺は、陵墓地付属地の保護・管理を宮内省から委任された。この土地は、明治4年（1871）に上知になった後、1883年に宮内省が「歴朝の御陵墓に属」すので「普通社寺境内」と「同一」の処分ではその申いにも関わると上申し、官有第一種神地として宮内省所管になっていた。宮内省からの同地の再委任は、「神仏分離政策のために山陵が寺門

から切離されたにもかかわらず、泉涌寺が皇室の香華院として、山陵全体の尊厳を維持する任務を課せられたことを意味」していた⁵⁷⁾。

このような泉涌寺と、2で記してきた杉の関係はどのようなものだったのだろうか。

1889年4月、泉涌寺は「拝借金年賦返納延期御願書」を内蔵頭杉に提出した。内容は、次の通りである。

1883年に金3千円を拝借し、「御陰に依り炎上後の急場差掛一時の困難を相凌」ぎ、同年から年300円づつ返納してきました。しかし、「炎上後の諸道具の欠乏」等で消耗費が高み、返納の延年を願い年150円づつ返上してきました。ところが、「御供養具法器勝手具迄、容易に行届」き兼ねるので、恐れ入ることはありませんが、残額金1725円を60箇年返済に延期して年28円75銭の返納とすることを、許されたく存じます。御明察ください「深き御保護」を願います⁵⁸⁾。

今後60年の長期にわたる寺の財源に関わる重要事項を、泉涌寺は杉に依頼したのである。この後、実際の返納額は年63円となったようで⁵⁹⁾、泉涌寺の希望額までは下がらなかったが、従来の半額以下となった。杉への歎願からの詳細な経緯は追うことができないが、宮中財源に関わる内蔵頭への歎願が一定の功を奏したこと、杉が泉涌寺と宮中を結ぶ窓口として力を有していたことは確かである。杉は泉涌寺の保護に資金面で関与し、近代における泉涌寺の維持を図っていたことになる。

(2) 泉涌寺への下賜金

杉が内蔵頭を辞職した後、1893年6月、泉涌寺は「御莊嚴具新調歎願書」を、皇太后宮大夫子爵杉宛に提出した。差出は、泉涌寺長老鼎龍暁の代理、釈玄猷である。内容は下記の通りであった。

「泉涌寺改正之事及び御再興に付、度々歎願仕候。其都度々々全く閣下之御尽力を蒙り、尚又御道具新調其他御修繕に付ても、実に再三再四の歎願も亦不容易御配慮を以て漸次具備に至り候義、深く感銘荷恩仕居候」

(現代語訳：泉涌寺改正の事、および御再興について、度々歎願してきました。その都度ごとに、実に閣下(杉)の御尽力を蒙り、尚また御道具新調その他御修繕についても、実に再三再四の歎願をしたのに対し、また容易ならざる御配慮により、漸次具備に至っています。このこと、深く感銘、恩を感じております。)

その上、歎願するのは厚顔の至りで恐れ入ることはありませんが、今回お願いする品々

が無くても完全なものにならず、今回のお願いで「御荘厳具」については「全備」します。「先帝（孝明天皇）御霊前御供養」のため、特別の思召しにより、別紙（別紙は不明）の品々を「御下賜」願います⁶⁰。

ここで記されている泉涌寺の「改正」・「再興」は、1（3）で記した1877年の泉涌寺改革と、1882年炎上後の再建を指している。したがって、杉は、宮内大輔であった1876年の救済金下賜、1877年の泉涌寺改革以降、1882年からの再建、その後の道具新調等を含めて、泉涌寺への下賜に関与し続けてきたことがこの嘆願書から読み取れる。

さらに、杉が宮内省財政に関与できる立場であった内蔵頭時代とは異なり、皇太后宮職の長となっているにも関わらず、孝明天皇供養関係とはいえ、泉涌寺は杉に願書を出した。このことは、泉涌寺にとって、宮内省関係からの下賜に杉が不可欠であったことを示している。

この1893年の道具費下賜の有無は定かではないが⁶¹、1895年4月、泉涌寺は宮内大臣土方久元へ「御荘厳具新調歎願」を提出した。内容は次の通りである。

御歴代御供養の御荘厳具について、（1887年の）孝明天皇「御二十年祭の節、青山御所（皇太后宮居住）へ奉懇願、御寄附を以て新調」しました。しかし物価高騰で半分も整いませんでした。明後年の30年祭には完備したいのですが、多額の経費は寺では行き届きかねます。

そこで、先頃、「青山御所へ又」「出願」しましたところ、「御荘厳具御寄附の義は、御歴代御由緒も候へは、当職限り詮議致すへき筋に無之、右は宮内大臣宛の願書御差出に相成方可然存候、尚小官よりも御内陳の主旨申通置へくとの御指示を頂き候」（現代語訳：御荘厳具御寄附については、御歴代の御由緒もあれば、当職（皇太后宮職）限りで詮議すべきことではなく、これについては宮内大臣宛の願書を差出す方が良いと考える。なお、小官（皇太后宮職長官の大夫杉と考えられる）からも内願の主旨は申通して置く、と御指示を頂きました。）

甚だ恐れ入りますが、申出の御道具を御寄附下されたく、懇願します⁶²。

この歎願後、1895年12月、泉涌寺は霊明殿荘厳具補足費として2000円を下賜された⁶³。

この嘆願書からは、杉が内蔵頭兼皇太后宮大夫時代の1887年にも泉涌寺は道具新調を依頼し、それが実現していたことがわかる⁶⁴。さらに1895年の道具新調・下賜の歎願に際し、泉涌寺がまずは皇太后宮職へ嘆願していることから、これまで同様、杉を頼ったことも見えてくる。杉は宮内大臣への歎願を勧め、自身では判断を下さない姿勢を見せたものの、宮内大臣へ口添えすることを約束し、泉涌寺に有利な条件を引き出すことに力を貸した⁶⁵。泉涌寺側が宮内大臣に対して、杉の意向をわざわざ伝えていることから、宮内大臣が泉涌寺関係において

杉の意向を無視できないと感じさせる。

以上のように、杉は、1・2で記したような宮内大輔、内蔵頭時代の影響力と皇太后宮大夫としての奥向きへの力を背景に、明治初年以降、時に衰退の期にあった泉涌寺の保護に努めていたのである。

なお、内蔵頭兼皇太后宮大夫時代、杉は、1891年に皇太后が京都等へ行啓し、孝明天皇陵へ参拝、雲龍院へ行啓した際⁶⁶⁾、供奉していた。その京都滞在中、久邇宮朝彦が死去し、京都で葬儀費用や泉涌寺の墓地選定等の指揮を執ったのは杉であった⁶⁷⁾。皇室と泉涌寺の関係の中で、杉は泉涌寺と資金面以外にも関係を有していたのである。

(3) 皇太后宮大夫葬儀

上記のように宮中奥向きに勢力を移してもなお泉涌寺とのつながりがあった杉が、さらにその関係を深めたのは、皇太后の葬儀である。

1897年1月11日、皇太后が崩御した。杉は、前年末に毛利家当主の毛利元徳が死去した後、葬儀掛長を務めていたが、毛利家関係は井上馨に任せ⁶⁸⁾、皇太后崩御後の対応に当たった。杉は宮内大臣土方に、皇太后が生前、陵所を「先帝(孝明天皇)山陵附近の地に定」めたいとの内意であったと内申し、これを受けて、皇太后陵は泉涌寺内にある孝明天皇陵の北方(後、後月輪東北陵)に決まったとされる⁶⁹⁾。

さらに皇太后の諡号について、皇太后が九条家から入御し、藤印の紋章を用いていたことなどを理由に、中国の李徳裕の漢詩「藤花誌句」から選定した「英照」を「孫七郎より侍従長(徳大寺)へ差出」した⁷⁰⁾。この「差出」の意味が、案を提出したのか、決定事項を清書して差し出したのか判然としない部分もあるが、「この作(李徳裕の詩)、御思召に叶はせられたる」ことを決め手として先に文事秘書官から提出された他案を「覆議」した決定であった⁷¹⁾。後に東宮侍講の三島中洲からの問い合わせに対し、杉は李徳裕の漢詩の一部に覚え違いがあったと返答している(諡号決定時の杉日記の漢詩の同一部分に間違いがある)⁷²⁾。また先の「御思召」が皇太后の意向である可能性が高いことを照合すると、「英照」の諡号は杉の案であると考察し得る。

そもそも皇太后の諡号決定は、明治天皇が文事秘書官長の細川潤次郎に皇太后等への諡号の是非を諮問したのに対し、その「例、極めて乏し」としたほど、稀有な事であった。それでも「称号を定め、臣民の称呼に便ならしむること」が穏当とされ、諡号することに決まったという⁷³⁾。杉は、近代以降の皇室の在り方として、一般の人々と皇室の交わり方にも改革を加えようとしていたとも考えられ、その後、皇太后・皇后への諡号が定着することを考えると、近代以降の皇室の在り方に影響を及ぼしたともいえる。

実際の皇太后の葬儀が、表向きは神式で行われたものの、泉涌寺は政府へ働きかけ、泉涌寺長老が大宮御所で密教の作法を行うなど、私的な領域で関与するに至ったことはすでに明らか

にされている⁷⁴⁾。その際、東京で政府への働きかけを行っていた泉涌寺執事積は、次のように泉涌寺へ報告している。

「実は御汽車に供して乗り度心願に候得共、所詮六ヶ敷、内々杉殿に願ふ心得なり、昨日杉殿に面会致候間、御尊牌及御中陰御法事御遺品の三ヶ条内願致置候、同公御舎に相成候間、大安心仕候、其中御尊牌は同公の口辞、上都合なり、其他は追々京都御在宿中に可相願心算に候」⁷⁵⁾

（現代語訳：実は東京からの御汽車へ供奉して乗りたいと考えているが、所詮は難しく、内々、杉氏へ願うつもりである。昨日、杉氏へ面会したので、御尊牌および御中陰御法事、御遺品の三ヶ条は内願しておいた。杉氏は心に留めてくれたので大安心である。その中でも御尊牌については杉氏の言葉、上都合である。その他は追々、京都に御在宿中に願い出るつもりである。）

このように実際の交渉に赴いていた積にとって、杉の意向は全体の方針決定に重みを持っているものであった。ここで記されている英照皇太后位牌は、同年3月、泉涌寺へ送られた⁷⁶⁾。その際、杉は泉涌寺長老鼎龍暁へ「新聞紙等へ伝説不致様御注意可被下候」と、泉涌寺に英照皇太后の位牌が納められたことが新聞等一般に伝わらないように注意を促した⁷⁷⁾。泉涌寺と皇室の結びつきに配慮する一方、表向きは神式となっている中、皇室が混乱に巻き込まれることを回避することも考慮していたのであろう。

この他、杉は泉涌寺との相談、英照皇太后の出自である九条家との連絡や、「英照皇太后御尊牌前へ永世御供養一千円」が「御内儀」（後宮）から納められる際など、宮中、とりわけ奥向きの供養料献納等も取纏めた⁷⁸⁾。また、葬儀終了後は、葬儀関係の儀礼建築等の一部は泉涌寺へ下賜された⁷⁹⁾。杉は葬儀終了後も約一年あまり皇太后職残務監督を行った。その間、英照皇太后霊前で女官に今後の指針を示すなど⁸⁰⁾、奥向きの統括を行った。皇太后陵や諡号の決定等、皇太后葬儀をめぐる杉の行動は、杉がこれまでに培ってきた宮中内での実権が、奥向きとりわけ皇太后関係において目に見える形で現れたものといえよう。

泉涌寺にとって、英照皇太后陵が泉涌寺内に定められたことは、皇室とのつながりの維持という寺院の格付けと、財源の両面において極めて重要な意味を持った。そして、山陵設定から実際の葬儀、その後の法要の対応等に至るまで、要となった杉の存在も重視されたのであろう。

(4) 杉の泉涌寺墓所

1897年3月、杉が泉涌寺内に地所を購入し、終焉の地と定めたとの記事が新聞に掲載された⁸¹⁾。そこに杉の心意として記されたのは、冒頭に記した杉の髪塚脇の歌碑に刻まれた和歌である。同年4月26日、泉涌寺での皇太后100箇日法要を終え、京都出発の前日、杉は京都東

山の靈山にある木戸孝允の墓を詣で、「おもふところありて」と題して「さく時もまたちる時も山さくら花の心はかはらさりけり」の和歌を記した⁸²⁾。同和歌はこの後、同年4月、皇太后宮職廃止の前日に山県、品川へも書き送ったことが確認できる⁸³⁾。杉が品川に、今後の「身上之事」は甚だ難しく、「如何相成候哉難測候」（どのようになるかは測りがたい）と書き送ったように⁸⁴⁾、内蔵頭辞職後、依拠していた居場所の喪失感が大きかったのであろう。泉涌寺との関係の深まりと同時に、その心境が墓所の求めにつながったといえる⁸⁵⁾。

同時期、井上馨は、毛利元徳、皇太后の件が立て続いたこと等を受けて、杉が「御不幸連続」で女中の事等も心痛のことと思うが、「余り感情を強く被成候と、終に御病気を生しはせぬかと同老耄之氣遣此事に候」（あまり感情を強くすると、終に病気を生じはしないかと、同じ老耄の身故、気遣っている）と書き送った⁸⁶⁾。先に記した和歌が、幕末以来、共に新国家形成に尽力した故木戸の墓所参拝後に思うところありとして記されていることから、杉がこの時、単純に皇太后崩御と自身の進退のみを考えていたわけではないことがわかる。幕末期には藩主、その後、皇室を擁して維新による近代国家創設・確立にかけた杉の強い意思の裏返しといえよう。

ところで、英照皇太后の葬儀は、多くの国民を動員することを政府が意識した初めての葬儀であり、儀式の形式においても明治天皇の大葬の模範となったとされている⁸⁷⁾。そして、「御霊柩」到着の停車場前で拝観を許された新聞雑誌記者の中には、わずかとはいえ米国新聞等の記者がいたとの報告もあり⁸⁸⁾、対外への意識も向けられていたことも考えられる。杉が幕末以来、対外関係を見据えながら国家と皇室の在り方、そして皇室をどのように内外に見せるのかを意識してきたことと総合すると、杉にとって皇室と関わりの深い泉涌寺での皇太后葬儀は、特別な意味を持ったといえよう。

皇太后宮職廃止後、杉は東宮職御用掛（東宮は後の大正天皇）となり、また正倉院御物整理掛長として文化・歴史の保存の活動等を通して宮中と関与し続けた。東宮御所御造営局長として、欧米列強を意識した洋式建築の造営（現迎賓館赤坂離宮）を主導したことも、杉の皇室と対外への視線を象徴している。

おわりに

ここまで記してきたように、明治以後に宮内省要職を歴任した杉孫七郎と皇室に関係の深い泉涌寺を通して、明治政府における寺社対応、および宮中と府中（政府）の変容を検討した結果、次のことが見えてくる。

杉は当初、政府内で力を持っていた木戸や伊藤ら長州藩人脈に連なることにより宮内省内で台頭し、政府中枢との強力なパイプを背景として、次第に、歴史・文化を介在に、旧朝廷に武家が新たに加わり、改革を繰り返した明治以降の宮中において立場を高めていった。内蔵頭時

代には財政問題にも関与できる力が加わり、皇太后宮大夫として宮中奥向きへの影響力と相乗して、宮内省、皇室の方針決定にも影響を持ちえた。

杉にとって、皇室を擁する宮中は、自身が尽力してきた近代国家確立を左右する鍵であった。国際環境の激変がもたらした対外的脅威の中にあつて、幕末から明治を通じて、藩主や天皇といった統治者の長の在り方が、国家の存亡に関与することを注視していたのである。

それにもかかわらず、立憲国家成立に伴い、複雑化する中央政府と宮中の分離という課題への対応は困難で、宮中の表向きからの退却を余儀なくされた。このことは、明治近代国家が、幕末以来の混沌を脱し、次の段階に突入したことを示すと同時に、宮中・皇室の重要性が増したことも示唆している。

このような杉は、1876年以降、泉涌寺と関りを持ち続けた。本論で記した通り、杉は泉涌寺の財政面や寺と皇室の関りなど、神仏分離の影響などで困窮した泉涌寺を保護する方針を取った。それを可能にしたのは、中央政府と関りながら築き上げてきた杉の宮中における影響力であった。杉自身の宗教色はそこまで色濃くはないが、皇室と仏教のつながりを否定しなかったことは事実である。古社寺保存や宝物保存等への関心が強かった杉は、泉涌寺のみを保護する行動をとったわけではなかった。しかし、自身の墓地をとまで望む関係に至ったのは、やはり泉涌寺と皇室の関係が極めて大きいと考えられる。杉は宮内省と政府の狭間で付けた力を背景に、皇室と歴史・文化を介在として、維新の変容で困窮した寺院を救済したのである。

杉は1920（大正9）年に死去した。その際、泉涌寺は、「枢密顧問官杉孫七郎氏、明八日東京青山斎場に於て葬儀執行に付き、長老代理として森田執事夜行にて東上、猶旧来の厚恩に酬ひん為、特に香料として金二拾五円持参」（枢密顧問官杉孫七郎氏は、明日8日に東京青山斎場で葬儀執行となるので、泉涌寺長老代理として森田執事が夜行で東京へ行く。なお、旧来の厚恩に酬むため、特に香料として金25円を持参）した⁸⁹⁾。衰退の可能性を抱えた近代の泉涌寺にとって、長きにわたってその保護に尽力した杉の存在は、「厚恩」ある極めて重要な存在であった。

近代国家建設のために諸方面での急変が必要であった明治維新において、杉はこれまで記してきたように歴史的・文化的側面も包括する形で新旧の融合を試みていた。このような杉の動向は、急激な変遷の裏で絶妙な緩急を図る存在があったことが、近代国家の確立を推進し得た一因であったことを示唆しているともいえる。

註

- 1) 榎村正直宛杉書状、1878年6月3日（「榎村正直宛諸士尺牘」宮内庁書陵部蔵）、杉宛伊藤書状、12月22日（「杉家寄贈資料」山口県立山口博物館蔵）、「時事新報」1920年7月2日等。
- 2) 「自筆履歴」（尚友倶楽部・西川誠編『杉孫七郎関係文書』〔尚友倶楽部、2023年〕337～340

- 頁)。
- 3) 本稿における泉涌寺関係所蔵史料については、同寺学芸員桑原優子氏にご教授頂いた。この場を借りて謝意を表す。
 - 4) 三宅由紀子「幕末期長州藩の海外留学生」(『山口県地方史研究』第85号, 2001年), 小山良昌「杉孫七郎の欧州見聞記」(『蒙談』第41号, 2007年)等。
 - 5) 明治10年代, 杉が右大臣岩倉具視・京都府知事榎村正直らとの連携により, 公家の京都等の所有地・所有物を通して公家と関係を構築していたことについては, 拙稿「明治初期の京都における公家地・所有物の変容」(『人文学報』第120号, 2023年)。
 - 6) 西川誠「『杉孫七郎関係文書』解題」(前掲, 『杉孫七郎関係文書』453~454頁)。
 - 7) 加藤祐介『皇室財政の研究』(名古屋大学出版会, 2023年)第1章。
 - 8) 安丸良夫『神々の明治維新』(岩波新書, 1979年), 島菌進『国家神道と日本人』(岩波新書, 2010年), 岩田真美・桐原健真編『カミとホトケの幕末維新』(法蔵館, 2018年)等。明治初年の神仏分離や廃仏毀釈に限らず, 明治国家における宗教を捉え直す研究も進展し, 国家神道という概念そのものを捉え直そうとする見解も出ている(山口輝臣『明治国家と宗教』[東京大学出版会, 1999年], 藤田大誠編『国家神道と国体論』[弘文堂, 2019年])。
 - 9) 高木博志「皇室の神仏分離・再考」(明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』[有志舎, 2011年]), 同「近代皇室における仏教信仰」(祭祀史料研究会編『祭祀研究と日本文化』[塙書房, 2016年])。
 - 10) 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』(吉川弘文館, 1991年), 川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』(原書房, 2001年), 池田さなえ『皇室財産の政治史』(人文書院, 2019年)等。
 - 11) 拙著『木戸孝允と幕末・維新』(京都大学学術出版会, 2018年)第3・4章。
 - 12) 長州藩における御前会議の在り方が, 明治以降の天皇制につながるとの指摘はなされている(井上勝生『幕末維新政治史の研究』[塙書房, 1994年])。ただし, それが長州藩特有の体制かどうかは慎重な検討を要する。
 - 13) 木戸宛杉書状, 1874年6月4日(木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』第4巻[東京大学出版会, 2009年]333~334頁)等。
 - 14) 前掲, 拙稿「明治初期の京都における公家地・所有物の変容」。
 - 15) 木戸宛杉書状, 1874年6月14日(前掲, 『木戸孝允関係文書』第4巻, 336頁)。
 - 16) 前掲, 拙稿「明治初期の京都における公家地・所有物の変容」。
 - 17) 総本山御寺泉涌寺編『泉涌寺史』本文編(法蔵館, 1984年)512頁。一方で宮内省から「御聖忌料」等の下げ渡しはなくなった(同上)。
 - 18) 「日乗」(杉孫七郎日記)1876年3月18日(「杉孫七郎関係文書」憲政資料室寄託)。
 - 19) 前掲, 拙稿「明治初期の京都における公家地・所有物の変容」。
 - 20) 「日乗」1876年3月8日(前掲, 「杉孫七郎関係文書」)。
 - 21) 森本和男『文化財の社会史』(彩流社, 2010年)第3・4章, 佐藤道信『明治国家と近代美術』(吉川弘文館, 1999年)25~34頁。
 - 22) 拙稿「岩倉具視と「文化外交」」(『人文学報』第119号, 2022年), 前掲, 拙稿「明治初期の京都における公家地・所有物の変容」。
 - 23) 前掲, 拙稿「明治初期の京都における公家地・所有物の変容」。
 - 24) 前掲, 『杉孫七郎関係文書』355~360頁等。
 - 25) 前掲, 『泉涌寺史』本文編, 516~532頁。

杉孫七郎と泉涌寺（齊藤）

- 26) 後の嘆願書に、御莊嚴具は「明治八年（1875）事故ありて宝物散乱と共に残欠と相成候ニ付、同十年当寺改正被仰出」諸々の整理と共に補足の嘆願をしてきたとある（土方久元（宮内大臣）宛鼎龍暁（泉涌寺長老）書状、1895年8月30日〔「宮内省諸願伺届」FM09, 泉涌寺蔵〕）。
- 27) 杉宛鼎龍暁代理積玄猷書状、1893年6月13日（前掲, 「宮内省諸願伺届」）。
- 28) 前掲, 『泉涌寺史』本文編, 535, 689頁。
- 29) 「靈明殿他炎上記録」FM134, 1882年10月16日（泉涌寺蔵）。
- 30) 同上, 1882年10月17, 18日等。
- 31) 「明治十五年十月東上日誌簿」F256（泉涌寺長老佐伯の随行者の記録）1882年10月21日, 22日, 25日, 11月3日等（新善光寺蔵）。
- 32) 前掲, 「靈明殿他炎上記録」1882年11月17日。
- 33) 同上, 1882年10月16日。
- 34) 伊藤之雄『伊藤博文』（講談社, 2009年）204～209頁。
- 35) 宮内庁『明治天皇紀』第6（吉川弘文館, 1971年）198頁。
- 36) 前掲, 坂本『伊藤博文と明治国家形成』13～18頁。
- 37) 神祇官復興の経緯については、前掲, 山口『明治国家と宗教』第2章。
- 38) 杉宛伊藤書状, 1890年10月7日（前掲, 『杉孫七郎関係文書』26～27頁）。
- 39) 杉宛伊藤書状, 1890年9月25日（同上, 25頁）, 伊藤宛杉書状, 1890年9月25日（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』6〔塙書房, 1978年〕, 51頁）。
- 40) 杉宛伊藤書状, 1890年9月25日, 10月1日（前掲, 『杉孫七郎関係文書』25～26頁）, 伊藤宛杉書状, 1890年9月25日（前掲, 『伊藤博文関係文書』6, 51頁）。
- 41) 前掲, 池田『皇室財産の政治史』239頁。
- 42) 伊藤宛桜井能監書状, 1887年9月1日（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』5〔塙書房, 1977年〕, 92頁）, 杉宛伊藤書状, (1888年)2月9日（「貴顕諸公之御書翰」〔行橋市教育委員会蔵〕）, 前掲, 『明治天皇紀』第6, 708頁。
- 43) 伊藤宛杉書状, 1891年5月12日（前掲, 『伊藤博文関係文書』6, 56頁）。
- 44) 杉宛井上馨書状, 1891年7月26日（前掲, 『杉孫七郎関係文書』42頁）。
- 45) 杉死去時の新聞報道では公私にわたる井上馨との関係を各紙が記したこともその表れである。
- 46) 「環海詩誌」（杉洋行時の漢詩集）（前掲, 「杉孫七郎関係文書」）。
- 47) 伊藤宛井上毅書状, 1891年12月28日（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』1〔塙書房, 1973年〕, 425頁）。
- 48) 伊藤宛杉書状, 1891年12月22日（前掲, 『伊藤博文関係文書』6, 59～60頁）。品川は杉に、井上にも内々に話を通してくれるよう依頼した（杉宛品川書状, 1891年12月27日〔前掲, 『杉孫七郎関係文書』211頁〕）。
- 49) 品川宛杉書状, 1891年12月29日（尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』4〔山川出版社, 1997年〕380頁）。
- 50) 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制』第5章（ミネルヴァ書房, 1999年）, 前掲, 伊藤『伊藤博文』191～192頁。
- 51) 杉宛品川書状, 1892年1月23日（前掲, 『杉孫七郎関係文書』, 211～212頁）。
- 52) 同上。
- 53) 前掲, 伊藤『伊藤博文』296～304頁。
- 54) 同上, 220～222頁。

- 55) 宮内庁『明治天皇紀』第12(吉川弘文館, 1975年)539~540頁。
- 56) 前掲,『泉涌寺史』本文編,512~514,534~535頁。
- 57) 同上,545頁。
- 58) 杉宛鼎龍暁書状,1889年4月14日(前掲,「宮内省諸願伺届」)。
- 59) 「明治二七年支出物品種別決算簿」FM319,「予算決算届控書」FM160(泉涌寺蔵)。
- 60) 杉宛鼎龍暁代理釈玄猷書状,1893年6月13日(前掲,「宮内省諸願伺届」)。
- 61) 「御道具費積立計算簿」FM318(泉涌寺蔵)。
- 62) 土方久元宛鼎龍暁書状,1895年4月23日(前掲,「宮内省諸願伺届」)。
- 63) 前掲,『泉涌寺史』本文編546頁。
- 64) 1886年度,700円が下賜された(前掲,「御道具費積立計算簿」)。
- 65) 泉涌寺別院に,1896年,杉が釈に寄贈した軸があることも,杉と泉涌寺の繋がりを裏付けている。
- 66) 前掲,『泉涌寺史』本文編,545~546,691頁。
- 67) 花房義質(宮内次官)宛杉書状,1891年10月28日,土方久元(宮内大臣)宛花房書状,1891年10月30日等(「花房端連・義質関係資料」岡山県立記録資料館蔵)。
- 68) 杉宛井上馨書状,1897年3月6日等(前掲,『杉孫七郎関係文書』73~74頁)。
- 69) 宮内庁『明治天皇紀』第9(吉川弘文館,1973年)190頁。侍従長徳大寺実則の日記によると11日に「御遺言」により泉山に決定した(「徳大寺実則日記」1897年1月11日〔宮内庁書陵部蔵〕)。
- 70) 「日乗」(杉孫七郎日記)1897年1月30日(前掲,「杉孫七郎関係文書」)。
- 71) 藤井讓治・吉岡眞之監修『孝明天皇実録』第3巻(ゆまに書房,2019年)1682~1683頁。
- 72) 三島中洲宛杉書状,1902年5月28日(大学資料展示室運営委員会編『三島中洲と近代』其八〔二松学舎大学附属図書館,2022年〕51頁),前掲,「日乗」1897年1月30日。
- 73) 前掲,『明治天皇紀』第9,194~195頁。
- 74) 前掲,高木「皇室の神仏分離・再考」118~122頁。
- 75) 泉山事務所宛釈玄猷書状,1897年1月25日(「英照皇太后尊儀御葬儀並法類」FG10-2〔泉涌寺蔵〕)。
- 76) その過程においては,杉のみではなく,泉涌寺から中山慶子(明治天皇実母)や万里小路幸子(英照皇太后女官)等への働きかけも行われていた(前掲,「英照皇太后尊儀御葬儀並法類」)。
- 77) 鼎龍暁宛杉書状,1897年3月27日(「英照皇太后尊儀御祭場図并下附御達」G10-3〔泉涌寺蔵〕)。
- 78) 「日誌」FM91(泉涌寺日記)1890年5月5日・6日等(泉涌寺蔵)。
- 79) 「英照皇太后尊儀御一会記録」FG10-1-1(泉涌寺蔵)。
- 80) 杉は1897年9月23日,「御高德を慕ひ奉る身にして,追々老衰死期も近より深く後来の事を慮る,として英照皇太后御霊前において女官へ読聞せを行った。その趣旨は次の通りである。「英照皇太后に御奉仕の方はさすか御在世中の御美德を御奉戴にて御慎み深きは感心のことと」言われるようにするべきこと。女官同士が流説や疑惑に惑わされず,「身の行を慎」んで人と交際すること。「恩賜の金及び年来御奉職中御頂戴の俸給」等の財産は「保護」すること。「御陵へも御参拝相成」るように,と。杉自身は,「私の一生は勿論陰ながら(あなた方の)御世話致すべく候へとも,何分にも東西懸隔たり(杉は東京,女官は京都)不行届かちならん。一年に一二回乃至三四回は御相对致候序もあるべく,毎々御様子心かけ承知致し候心得」とした。皇太后宮

杉孫七郎と泉涌寺（齊藤）

職が廃止されてもなお、旧女官等への影響力は大きかったといえる（「青山御所英照皇太后御霊前に於て女官へ読聞セタル書面草稿」〔前掲、「杉孫七郎関係文書」〕）。

- 81) 『読売新聞』1897年3月13日。もっとも、剃髪の上、庵を結び、皇太后菩提を弔うためとの記事もあり、情報は錯綜していたようであるが（『読売新聞』1897年3月25日）、同時期に地所を求めていたことは間違いがなさそうである。剃髪・仙窟は杉自身が否定している（品川宛杉書状、1897年4月5日、前掲、『品川弥次郎関係文書』4、384頁）。
- 82) 「日乗」1897年4月26日（前掲、「杉孫七郎関係文書」）。
- 83) 山県宛杉書状、1897年4月29日（尚友倶楽部山県有朋関係文書編纂委員会編『山県有朋関係文書』2〔山川出版社、2006年〕235～236頁）、品川宛杉書状、1897年4月29日（前掲、『品川弥次郎関係文書』4、385頁）。
- 84) 品川宛杉書状、1897年4月5日（前掲、『品川弥次郎関係文書』4、384頁）。
- 85) もっとも杉は、生前に自身で号を接いだ戒名の代わりを作るなど（「日誌」FM96〔泉涌寺日記〕1902年8月18日〔泉涌寺蔵〕）、仏教に熱心に帰依したとは考えにくく、また神道に傾倒した形跡もない。1887年頃には、福岡県行橋において、杉家先祖の家臣とされる地元の有力者と共に、祖先顕彰として松山神社を建設し、晩年には神社財源の約3割から6割を占める多額の寄付（年によって割合・金額ともに変動）を行っている（行橋市歴史資料館編『守田蓑洲』〔行橋市教育委員会、2009年〕12頁、「収支決算簿」〔行橋市教育委員会蔵〕）。1910年には毛利元就菩提所の洞春寺へ、杉家と井上馨の井上家は共に祖先の改葬を行った（もっとも新聞では、「将来、両家の墓所と定めら」れたとの報道であったが、杉本人の墓は洞春寺には存在しない）（『読売新聞』1910年12月26日）。これらは宗教的要素以上に、英照皇太后、毛利家、杉家と自身の恩を追っての行動としての側面が強いと考えられる。
- 86) 杉宛井上馨書状、1897年3月6日（前掲、『杉孫七郎関係文書』74～75頁）。
- 87) 笹川紀勝『天皇の葬儀』（新教出版社、1988年）、小園優子・中島三千男「近代の皇室儀式における英照皇太后大喪の位置と国民統合」（『人文研究』No.157、2005年）。
- 88) 「御大喪図絵」下巻（『風俗画報』臨時増刊第136号、1897年）。
- 89) 「日誌」FT84（泉涌寺日記）1920年5月7日（泉涌寺蔵）。

要 旨

本稿は、明治以降の宮中・寺社が近代国家の変容に対応した過程を、杉孫七郎と泉涌寺を通して、明治政府における寺社への対応、および宮中と府中（政府）の関係を中心に論じたものである。杉は明治以後、宮内省要職を歴任し、泉涌寺は近世天皇廟を有する等、皇室と関係が深かった。両者の関係を検討し、明治維新により形式的に国家の頂となった天皇を擁する宮中、その関係が深かった寺社の変容を捉え直すことは、維新の本質の一端を明らかにすることにつながるものである。

従来、明治政府と皇室、寺社の関係は、明治初年の神仏分離や国家神道の関係で捉えられてきた。しかし、その中で明治以後、約半世紀に亘り宮内省から寺社・皇室と関与した杉は看過され、誰がどのように変化に対応したかという宮内省内の実態は明確にはされてこなかった。

そこで本稿ではこれまで本格的には使用されてこなかった杉孫七郎日記と泉涌寺日記等の泉涌寺所蔵史料を用いて、杉と泉涌寺の関係を検討した。杉は寺社・皇室と密接につながりながらも宗教的傾倒はほぼ見られず、むしろ、政府首脳の大隈久徳に、歴史・文化を介在にして、宮内省内での公武相互における立場を高めていった。同時に、幕末以来、欧米列強の脅威の前に、国家の存亡を左右するとみなして近代国家における皇室の在り方を模索した。その杉は、明治以後、泉涌寺の再建や下賜金等、財政的救済に大いに関与した。そして英照皇太后葬儀とあいまって、泉涌寺を墓地にと考えるほど同寺を特別な存在にしたのである。

明治維新は、近世まで公家が占有していた宮中に、武家が介入して公武で改革を進めた急変であった。その中で、歴史的・文化的側面も包括する形で新旧の融合を試みた杉の動向は、急激な変遷の裏で絶妙な緩急を図る存在があったことが、近代国家の確立を推進し得た一因であったことを示唆しているともいえる。

キーワード：杉孫七郎、宮内省、泉涌寺、明治維新と皇室、宮中と府中

Abstract

This paper discusses the process by which the imperial court and temples and shrines responded to the transformation to a modern state in the Meiji period, focusing on the relationship between the imperial court and the national politics in the Meiji government through Magoshichiro Sugi and Sennyuji Temple.

Prior studies on this topic have been viewed in terms of the separation of Shinto and Buddhism and the state Shinto religion. However, Sugi who held important positions in the Ministry of the Imperial Household has been overlooked, and the actual situation within the Ministry of the Imperial Household has not been clarified. This paper shed light on the relationship between the transformation of Sugi and the Imperial Household Ministry.

In addition to his personal connections with government leaders, Sugi used history and culture as a medium to enhance his position. Sugi, facing the threat of Western powers, sought a way for the imperial family in the modern state, considering it to be a matter of national survival. After the Meiji era, Sugi was greatly involved in the financial relief of Sennyuji Temple, including its reconstruction and imperial gifts. In conjunction with the funeral of Empress Dowager Eisho, he made Sennyuji so special that the temple was considered his cemetery.

Nevertheless, the presence of an exquisite moderating force behind the rapid transition, as in Sugi's attempt to integrate the court noble and military in a way that also encompassed historical and cultural aspects, suggests that one factor in the Meiji Restoration's success in establishing a modern state free from external crises was the presence of a moderating force behind the rapid transition.

Keywords : Sugi Magoshichiro, The Imperial Household Department, Sennyuji Temple, The Meiji Restoration and the Imperial Family, The Imperial Court and National Politics